

2 計画の性格

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（以下「血液法」という。）第10条第4項の規定により、国の基本方針及び献血推進計画に基づき、令和4年度の県内献血目標量、市町村別の献血目標等を定め、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、本県における取組について定めたものである。

献血の目標量については、過去の供給及び献血の実績を踏まえ、さらに、国から提示される原料血漿確保目標量等を考慮し設定する。

また市町村別の献血目標人数は、各市町村の生産年齢人口に応じて設定している。

本県においては、この目標量を達成するため、献血の普及啓発と献血組織の育成を図り、血液製剤の使用適正化についても、献血推進にも不可欠なものとして、事業を展開している。

<血液法について>

血液製剤の安定供給を確保し、一層の安全性向上を図るとともに、適正な使用を推進するため、平成14年7月31日公布、平成15年7月30日施行された。

それまで、閣議決定を拠としていた血液事業が法律に基づくものとなり、血液事業に関わる関係者の責務が明文化され、国、都道府県、市町村、採血事業者等の役割が明確なものとなった。

また、国（厚生労働大臣）の責務として、基本的な方針及び毎年度の献血により確保すべき国の血液目標量及びその目標量を確保するための必要な措置等を定める献血推進計画を策定することが規定されている。